

多治見市新火葬場建設候補地選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 新火葬場の建設にあたり、学術的かつ専門的見地で総合的に調査及び検討し、建設するに最も適当な位置の選定を行うため、多治見市新火葬場建設候補地選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 新火葬場建設候補地の選定の方向性に関する事項
- (2) 新火葬場建設候補地の選定のための調査・検討に関する事項
- (3) その他新火葬場建設候補地の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、専門知識を有する委員5人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、新火葬場建設候補地の選定をもって終了するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員のうちから互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の審議において、委員長は、必要に応じて専門知識を有する者又は市職員等委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 この委員会の庶務は、環境経済部環境課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成19年2月1日から施行する。